

子育て支援

子育て支援センター

未就園児やその保護者などを対象に、育児に関する相談や、情報提供の場・親子交流の場として利用できる施設です。

- ・開成町駅前子育て支援センター あじさいっこ
吉田島 4319 - 1 小田急開成駅前ビル3階
TEL 20 - 9720

ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方(おねがい会員)と預かることができる方(まかせて会員:研修受講者)を登録し、アドバイザーが会員間の紹介、調整をします。

預かり対象は生後3か月から小学校6年生までの子どもです。

預かり時間は利用日、時間によって異なります。利用にあたっては事前に開成町ファミリー・サポート・センター事務局へ登録が必要です。

- ・開成町ファミリー・サポート・センター
吉田島4319-1 小田急開成駅前ビル3階
TEL 20-9699

一時保育

緊急な出来事や一時的な事情により、家庭で保育ができなくなった子ども(1歳児から就学前)をお預かりします。利用するためには、事前登録が必要です。

- ・酒田保育園 TEL 82 - 1222
- ・酒田みずのべ保育園 TEL 85 - 0305

●利用時間

月～金曜日 8:00～17:00

病児保育(病児保育室ピーターパン)

病気で集団保育が困難な場合、家庭に代わって専用の保育室で保育士等がお預かりし、児童にとって無理のない環境で保育します。

対象は生後4か月～小学校3年生までの児童で、利用にあたっては事前に子育て健康課へ登録が必要です。

- ・病児保育室ピーターパン
みなみ5丁目4-17サウスポート内
TEL 85-3223

幼稚園・保育園(所)

認可保育所、幼稚園(新制度移行園)、認定こども園、小規模保育事業などの利用を希望する場合、就労状況に応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受け、その認定に応じて、施設を利用することになります。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定 教育標準時間 認定	満3歳以上で幼稚園等を希望	幼稚園 認定こども園 (教育)
2号認定 保育認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園 (保育)
3号認定 保育認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望	保育所 認定こども園 (保育)

○認可保育所、認定こども園(保育)、小規模保育事業 保護者の就労等により日中保育ができない場合に利用することができます。要件により認可保育所等を利用できる期間は異なります。

認可保育所等の利用を希望する場合は、保育認定と保育所等利用申請が必要です。町内には3つの施設があります。また、町外から転入し、引き続き保育所等利用を希望する場合も申請が必要です。



～ここは命が輝くところ 命の大切さを学ぶところ～

社会福祉法人 はぐくみ福祉会

酒田保育園
酒田みずのべ保育園
酒田みなみの保育園

学童保育所サンチャイルドクラブ

<http://www.kidslink.jp/sakatahoikuen/>

(申請時期)

- ・4月入園の場合 前年の10月～11月頃に申請 (広報等でお知らせします。)
- ・5月以降の入園の場合 入園希望月の前々月の開庁日の末日までに申請

(町内の認可保育所)

- ・酒田保育園
円通寺55-1 TEL 82-2277
- ・酒田みずのべ保育園
吉田島4198 TEL 85-0305
- ・酒田みなみの保育園
みなみ二丁目5-1 TEL 83-3730

子育てのための施設等利用給付

「子どものための教育・保育給付」以外の保育サービスの利用料に対する給付を受けるためには申請が必要です。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園(私学助成園)での教育を受ける場合	私立幼稚園 (私学助成園)
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある住民税非課税の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合	幼稚園や認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病児保育等です。
 ※保育所、認定こども園(保育)、企業主導型保育、地域型保育(小規模保育事業など)を利用している場合は「子育てのための施設等利用給付」の認定は受けられません。
 ※特別支援学校(幼稚部)を利用する場合は、学校教育課へお問い合わせください。

(申請方法)

区分		入所申込	施設等利用給付の認定申請	施設等利用給付の請求方法
幼稚園(私学助成園)	基本利用料	直接施設に申請	園経由で町に請求申請	なし
	預かり保育・その他制度利用			園経由で町に請求申請
幼稚園(新制度幼稚園) 認定こども園(教育)	預かり保育・その他制度利用		町に認定申請	町に認定申請



学童保育

学童保育は、昼間就労等により保護者が日中家庭にいない子どものための生活の場です。小学校1年生～4年生をお預かりします。利用にあたっては、子育て健康課への申請が必要です。

- ・サンチャイルドクラブ第一学童 円通寺 49
- ・サンチャイルドクラブ第二学童 延沢 625 開成小学校内
- ・サンチャイルドクラブ第三学童 みなみ二丁目 2-1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所
- ・サンチャイルドクラブ第四学童 みなみ二丁目 2-1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所
- ・サンチャイルドクラブ第五学童 みなみ二丁目 2-1 開成南小学校内 開成南小学校区学童保育所

手当

児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。手当の支給は、申請のあった翌月からになります。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。(公務員の方は職場へ申請してください。)

児童扶養手当

18歳未満(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母などに支給されます。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。

詳しくは子育て健康課へお問い合わせください。

医療費助成

こども医療費助成

健康保険に加入している町内在住のこどもの医療費のうち、入院と通院に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。医療証の発行は申請が必要です。

- 令和5年9月30日まで
15歳に達した日以後の最初の3月31日まで(所得制限あり)
- 令和5年10月1日から
18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(所得制限なし)

ひとり親家庭等医療費助成

18歳未満(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の子どもを扶養しているひとり親家庭などが、入院と通院に要した保険適用分の医療費を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき申請をすることで、助成を受けることができます。ただし、所得制限があり、受給には申請が必要です。



幼稚園

幼稚園に入るには

町内には町立幼稚園が1園あり、小学校入学前3年間の幼児教育を行います。毎年11月上旬から次年度の入園者を募集します。入園申込みの手続きをされた方には、1月中に入園許可書を送付し、2月に入園説明会を開催します。

なお、定員に余裕があるときは、年度途中でも随時入園を受け付けます。
詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

小・中学校

入学

小学校へ入学するにあたり、入学する前年の10月ごろに就学時健康診断を実施します。
また、1月中には、小・中学校とも就学通知書を保護者へお送りします。通知を受けた後に住所などの変更があったときは、すみやかに学校教育課へ届出をしてください。

なお、私立学校、特別支援学校などに入学するときは、その学校の入学承諾書と印鑑をお持ちのうえ、学校教育課で手続きをしてください。

転校

●転入学
他の市町村から転入したときは、住民登録を済ませた後、学校教育課で転入学の手続きをしてください。前の学校で交付された在学証明書と教科書給与証明書を合わせて転入先の学校へ提出してください。

●転退学
前の学校へ転退学届を提出してください。前の学校で在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転入先の市町村の教育委員会で手続きをしてください。市町村によって手続きの方法が異なりますので、注意してください。

住所などの変更

在学中に住所、氏名、保護者などの変更があった場合は学校教育課への届出が必要となります。(届出用紙は学校教育課にあります)

就学援助費

経済的理由により、就学困難な児童および生徒の就学に必要な学用品費、給食費などを援助する制度です。
ただし、世帯の所得金額をもとに校長の所見などを参考に認定された方がこの制度を受けられます。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。



国際通り本店	☎ 0465-23-0909
小田原駅前店	☎ 0465-22-0909
ダイナシティ ウエスト店1F	☎ 0465-48-0919
栢山店	☎ 0465-38-0909
開成店	☎ 0465-84-0909
平塚OSC店	☎ 0463-24-1109

高等学校

奨学金制度

- 次の要件を全て満たす方に対し、育英奨学金を貸し付ける制度があります。
- 要件 町内に在住している方・高等学校に在学中または入学を許可されている方・優良な生徒で経済的に修学が困難である方
 - 貸付額 (無利子) 月額 12,000 ~ 20,000 円
 - 貸付期間 高等学校課程の修学期間
 - 申請方法 奨学生願書に在学する学校長の推薦書などの必要書類を添え、学校教育課へ申請してください。

神奈川県の学費支援制度

制度名	問い合わせ先	電話
高等学校等就学支援金	神奈川県福祉子どもみらい局	045-210-3793
私立高等学校等生徒学費補助金	私学振興課助成グループ	
神奈川県高校生等奨学給付金	(国公立) 神奈川県教育局財務課 高校奨学金グループ	045-210-8251
	(私立) 神奈川県福祉子どもみらい局 私学振興課助成グループ	045-210-3793
神奈川県高等学校奨学金	神奈川県教育局財務課 高校奨学金グループ	045-210-8251

※詳しくは、神奈川県のホームページをご覧ください。



「広域通信制(単位制)高等学校」
鹿島学園・鹿島山北高等学校 連携サポートキャンパス

KG高等学院 小田原キャンパス

小田原市栄町1-2-1 小田原駅前ビル4F ☎ **0465-43-9445**



